



我が日本の國土について

教授 經濟學博士 正井 敬次

一 神と國土

國土は國の歴史をそれ自體に於て展示するものであり、従つて國土はそれに國の生命と精神とを宿すものである。この意味に於て國土は單なる自然現象たるに止らず、それが國といふ文化的生命體の一分枝たる點に於て、それ自體が一の活き物である。古代人は國土を文字通りの生命體であると見て、國土が神によつて生み成されるものであり、且つ國土そのものがまた神であるとも見た。而して國土に人格性と神性とを與へた。いま我々は國土を斯の如き生命體と見ることを得ないが、併し國體に關する信念を強め國土の尊嚴を認識するためには、斯の如き古典的なる國土の觀念について若干の省顧を試みる必要がある。

記紀二典に共に、天地開闢の初め葦原の如きものが發生し、それが國土生成の根元となつたと記して居る。而して其物によつて神が生まれし（其物が神となられて）、それが地の神となられたのが、書紀によれば國常立尊（古事記には國之常立神）であるとして居る。即ち國土の根元から國常立尊が生まれしたのであり國土の根元そのものが國常立尊であると云ふのである。國常立尊より次々にと多くの神が生まれまして、伊弉諾伊弉冉の二神に至るのであるが、この二神までが神世七代である。さて國常立尊と諸冉二神との中間の神々は如何なる神であつたかといふに、それは國土が其の根元から漸次に植物の生育に適する状態に變化して

大正十一年六月十五日印刷
昭和十九年十一月十五日印刷
昭和十九年十一月二十日發行
編輯人 安井 敬次
大坂市北區堂島
上三丁目十五番地
印刷所 西大邑 谷口印刷所
大坂市大津區橋
中道二丁目十二番地
發行所 關西大學學部
會員登錄費三二五四九

第二二二號（改編第五號）目次

- 我が日本の國土について……………正井 敬次：（一）
- 我が國戰時行政の特色……………中谷 敬壽：（五）
- 十七と十二支……………岡本勝治郎：（二二）
- 雜錄—法における強制の性質……………（二六）

行くといふ、生育力の各段階について夫々の名を設け、其の各々の生育力が夫々の名の神であるとしたのである。蓋し古代農業人の自然の創造力に對する驚畏の心が、右の如く國土の生育力を神と稱へしめたものであらうか。而して其處にまた天地初發の際の神たる産靈神の産靈の力がはたらいて居る。今日の我々と雖も、土に親しむに従つて産靈の心にめさめるを覺ゆる。右の如くにして古代人の國土觀は産靈の精神に基く所の國土尊崇の觀念であつた。これが今日に於ても謬りであるとは云ひ得ない。

諸冉二神に至つて我々は意志と目的とを持たれた人格神を拜することになるのであるが、具體的に我が日本の國土を淡路洲より始めて大八洲國にまで生み成したまふたのが言ふまでもなく此の御二神である。二神は日本國土を生みたまふた後、多くの神々を生みたまふた。最後に生みたまふた神々が天照大神、月讀尊、素盞鳴尊である。天照大神に於て我々は直接に人間の以前に現はれたまふた人格神を拜し奉ることが出来る。大神は皇祖であらせたまふと同時に國の大御親であらせたまふ。さて伊弉諾尊は天照大神に高天原を治らせと命じたまふた。そこで大神は高天原に坐ますことになつたのであるが、やがて大神は今日の日本國土たる葦原中國に皇孫を降臨せしめたまひ、この國は吾が子孫の君臨すべき地である爾皇孫ゆきて治らせと仰せられた。かくて今日の我々に於ては、高天原とは何であるか高天原と今日の我が國土である葦原中國との關係はどうであるか、といふことを省顧することが問題となる。

高天原については諸説がある。本居宣長は古典を言葉そのまゝに信ずることが國學の道であるとして、高天原は天上にあるといふ。宣長の道統を繼ぐ其後の國學者に就て皆然りである。儒・佛の思想に基く儒學者は高天原は「天也、理也」とする。儒佛思想の影響の下にあつて鎌倉時代に生れた神道に於ては、高天原は

人の清淨の胸中にあると見た。かと思へば垂加神道の山崎幽齋の如きは高天原は伊勢大神宮の地でありまた皇居の地であるとする。高天原の地上存在説は明治時代に至つて有力であつて、或は九州の地であつたとも南洋であつたともする。併し私見を以てすれば此の詮案は無用である。高天原はそれが天上であるか地上のものであつたかは問はず、何れにしても其は天照大神が統治したまふた大神の國土である。それだけにてよい。高天原には山川草木・農耕・織織など葦原中國と同様のものがあつた。また高天原と葦原中國との交通地點が古典には具體的に示されて居る。それであるから高天原は地上に在つたと地上説は見るのであるが、本居宣長が既に其の見方の謬りであることを指摘して居る。我々は更に確かなる論據なくしては必ずしも地上説に從ひ得ないが、同時に只管に信仰的な天上説によることも出来ぬ。たゞ我々は高天原は天照大神の治りたまふた國土であるとするのみである。然らば高天原と葦原中國との關係はと云へば、中國は大神が皇孫及び御歴代をして統治せしめんと欲したまふた所の國土である。そこで大神は皇孫を天降せしめたまふた。其の結果はどうであるかといふに、今日の日本國土である葦原中國には神の國土たる高天原の神性が移し植えられた、といふことである。日本國土には天照大神の高天原の神性附與せられて居る。それだけのことを知ればよい。それを言はんが爲に高天原のことに及んだのである。

二 天皇と國土

日本國土は高天原の國土性が移されて、それに神性が附與せられし國土である。而して歴代天皇は此の國土を尊びたまひ皇祖大神の遺訓に從ひ此の國を統治したまふ。即ち茲には古き時代の天皇に於てせられての、國土の統治について申述べる。

農業に關する國土統治は皇祖大神が高天原に於て既に行ひたまふた所であるが、神武天皇は、橿原食都の後各般の統治に意を用ひたまふに至るや、天皇は勿論農業開發に關しても大御心を傾け給ふたのである。天皇は橿原皇居の御造營については太玉命の後裔である天富命に建築のことを掌らしめたまふたが、農業開發についてもまた此の天富命を用ひたまふた。即ち古語拾遺の記す所によれば、天皇は天富命を阿波國に遣はして其地に麻・かぢ・などを植えしめ、また東國房總の地方にも同様のものを栽植せしめたまふた。

崇神天皇の四道將軍派遣は、其の主たる目的は一般教化にあつたが、それが各

方面の交通路の發達といふ國土統治の結果を齎らしたことを看過してはならぬ。天皇は海運のために初めて船船を造りたまふたのであるが、此もまた海上交通といふ國土統治の御事業である。農業殊に水田の開發のために大なる池溝を開きたまふたことも亦天皇に於て初めて見奉る國土統治の御事業である。垂仁天皇も崇神天皇と同様に水田開發に意を用ひたまひ、大和・河内に大なる池を造らしめたまひし外に、全國に令して池を開かしむること八百餘であつたと、日本書紀は記して居る。應神天皇も瀧津治水の御事業に大御心を傾け多くの池を造りたまふた。即ち天皇の七年秋九月、韓人多く來朝せるにつき、武内宿禰に命じて韓人を用ひて池を造らしめたまふた、即ち韓人池と稱する池がそれである。其他にも多くの池を開かしめたまふた。

仁徳天皇の治水・土木の御事業には大に顯著なるものがあつた。天皇の難波高津の宮は郷土史家の説によると今の大坂城の邊であつたかとのことであるが、天皇は御踐祚十一年に皇居の北方の郊原を掘り南の水を引き以て西の海に入るといふ運河を造りたまふたのであるが、これが堀江である。また其の年、北方の河の氾濫を防ぐために茨田堤を築きたまふた。十四年には猪井津に橋を渡したまひ、其處が小橋と名けられた。また墨江之津(住吉)の港を築きたまふた。

孝徳天皇は、大化改新に際して所謂畿内と云はるる國土の部分について其の範圍を定めたまふたのであるが、それによれば、東は名鑿の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來、西は赤石の橿原より以來、北は近江の狭々波の合坂山より以來、を畿内と爲す、とある。其他大化改新の土地の制度については茲に敢て之を述べない。次に天智天皇の國土統治は、唐・三韓に對する防備のための軍事施設、其他國內に於ける築城、などの方面に多く行はれた。西邊守備のために防人を置くことは既に前の御代より行はれたのであるが、防人が多く西邊の對馬・壹岐・筑紫に備へられたのは天智天皇の御代に於てである。また筑紫の地に水城を造り給ひ、長門にも築城を行はせられた。次に大和に高安城、讚吉國山田郡に屋島城を造りたまふた。

天武天皇の國土統治については記録し奉るべき多くの事柄がある。御踐祚十二年、天皇は國々の境界を定めむことを計畫したまひ、諸重臣に判官、録史、工匠などを附けて諸國を巡行して國の境界を測り定めしめたまふた。併し其の年には事業は完成せなかつた。また天皇は皇居については兩三所に行宮を造ることが必要であると仰せられた。而して十三年には諸臣に判官、録事、陰陽師、工匠などを附けて畿内の各地を巡視せしめたまふたのであるが、其は都をつくるべき地

を選定したまはむが爲であつた。また其の年、重臣三野王等を信濃國に遣はして地形を取調べしめたまふた。即ち三野王等はやがて信濃國の地圖を作つて之を天皇に上つたのである。かくして十四年には信濃國に行宮を造營せしめたまふた。天智天皇と天武天皇の御代に於て天文・地理・測量等の技術が大に發達したのである。

元明天皇は、風土記の御計畫によつて後世に大なる國土統治の御治績を遺したまふた。天皇は和銅六年五月諸國に令して、各國の郡・郷の名稱を好き文字にて定めること、各種産物の目録を作ること、土地の肥瘠、山川原野名稱の由來、古老相傳の舊聞、などを記録することを命じたまふた。即ちこれによつて風土記が出来たのである。

以上、天皇の國土統治については、唯だ古き時代の天皇に於てせられて、國土統治に關する御治績の簡單なる敘述を、主として日本書紀の記述を追ふて之を行つたに過ぎない。若し夫れ、今日の御代に於ける國土計畫といふ意味の天皇の國土統治に關して述ぶるならば、其處に所謂計畫經濟の一部門として取扱ふべき多くの問題が存在する。併しいま我々は茲にては今日の問題には立ち入らないであらう。

三 民と國土

日本の國土は高天原の神性が附與せられし國土である。即ち此の國土は惟神の道の具現體たる國土である。其は何を意味するかといふに、此の國土は神・君・民の惟神の道による關係の歴史的事實を展示するものなるが故に、國土に於て惟神の精神が凝結すると見ることが出来る、と云ふ意味に於て之を謂ふのである。

日本の國土には神性が鬱積して居る、この國土性の表徴を古來わが國民は夫々の特質をもつ多くの山岳に之を求めることが常であつた。而して此の國土性の一般的綜合的表徴としては、代表的の山岳たる富士山を擧げることが普通に行はるゝ所であつた。例へば藤田東湖は「正氣歌」に賦して曰ふ、「天地正大の氣、粹然として神州に鐘まる、秀でては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳ゆ」と。蓋し天地正大の氣とは之を主體的に見るときは惟神の肇國精神である、而して此の國土に凝固せる此の精神が發して山岳の形に表はれしものが富士山である。斯の如く日本國土の神性の尊崇を富士に託して行ふことは古くより存在せる思想である。先づ萬葉集には山部赤人の「天地の分れし時ゆ神さびて高く貴き駿河なる

布土の高嶺を」の歌があることは、一般に知らるゝ通りである。富士山を詠める歌は古今に其の數が甚だ多い、併し名歌は江戸時代の國學者のものに多いようである。次に其の數首を掲げる。

富士のねにのぼりて見れば天地はまだいくほども分れざりけり 下河邊長流
空にみつ大和しまねにふたつなき實となれるふじのしば山 契 沖

萬代の國のしづめの富士のねを仰げは空にうつしみの神 上田秋成

日本國土の國土性の表徴としては右の如く一般に富士山が擧げられる。其はその山に具はる崇高なる自然の姿によるものである。併し其の他に神代よりの歴史によつて或る山に神性が與へられ、而して其の山を稱へることが我が國土の神性を説明する所以となる、と云ふが如き山がある。例へば日向の高千穂嶽、大和の天香具山の如きがそれである。茲には天香具山について述べる。

天香具山は、天照大神の國土たる高天原に天香山の名にて存在せし山である。大神が天之石屋戸に籠りませし時、八百萬の神が天安河の河原に集會せられて事を議りたまふた。種々の方法にて大神の御出でましを禱られたのであるが、其の中に、天香山の眞賢木を根こじにして、上枝には八坂瓊の五百箇の御統をかけ中枝には八咫鏡を懸け下枝には青和幣白和幣を取り垂てて禱ります、といふことがある。此の高天原の天香山が大和の天香山となつたのである。大和風土記に「天上に山有り、分れて地に墮つ、一片は伊豫國の天山となり、一片は大和國の香山と爲る」とある如くに、天香山は高天原の國土の分身である。故に古代に於ては天香山及び此の山の土そのものに神性が認められて居た。日本書紀神武天皇紀に、天皇八十梟師の討伐に苦しみ給へる際、神の訓へを夢みたまひ、天香山の土を取りて天の平鏡及び嚴氣を作りて天神地祇を祭りたまふた、とある。また崇神天皇紀に、武埴安彦が反せる際、其の妻吾田媛密かに來りて、大和の香山の土を取りて頒布につゝみて、是れ倭國の物質と祈り曰ひて反る、とある。即ち倭國の總ての物の根元たる天香山の土を取りて吾田媛が呪咀をした、と云ふのである。斯の如く天香具山は特殊の歴史をもてる山である。高天原の國土性が此の日本國土に移し植えられたといふ場合、天香具山に於てはそれが具體的現實的の意味に於て云ひ得るのである。かくして天香具山は富士山とは異なる意味にて古來神性の山として尊崇せられ來つたのである。

持統天皇は御踐祚八年に皇居を飛鳥淨御原より藤原に遷したまふた、よつて藤原宮御宇天皇と申上げる。天皇、藤原宮より天香具山の方を見そなはして、「春過ぎて」の御詠があつたことは、一般に知らるゝ通りである。天香具山は畝火

山、耳梨山と共に大和三山と稱せられるのであるが、主たるものは香具山である。萬葉集に「藤原宮の御井の歌」(作者不詳)として香具山を主位に三山を詠める歌がある。御井の清水の歌であるが、三山を尊崇する意味がよく詠まれてゐる。

やすみしし わご大王 高照す 日の皇子 あらたへの 藤井が原に 大御門始め給ひて 埴安の 堤の上に 在り立たし見し給へば 大和の青香具山は 日の經の 大御門に 春山と繁みさび立てり 畝火の この瑞山は 日の緯の 大御門に 瑞山と 山さびいます 耳無の 青すが山は 背面の大御門に 宜しなべ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の大御門ゆ 雲居にぞ 遠くありける 高知るや 天の御影 天知るや 日の御影の水こそは 常にあらめ 御井の清水

天香具山の歌は古來多く詠まれてゐる。その中、江戸時代の國學者の歌を擧ぐれば、

いひしらぬ神代の春の面かけをみせて霞むや天のかぐ山 荷田春満
日の經にふりさけ見れば大君の御門おほゆる天の香具山 村田春海
右の春満の天香具山の歌と同じ心にて高千穂嶽をよめるものが、次の一首である。

皇神の天降ましける日向なる高千穂の嶽やまづ霞むらむ 伊能魚彦
國土の尊崇と稱美との念が山岳に託して現はさるゝ場合が多いのであるが、山岳にしても右の他に筑波山・吉野山其他に多くの歴史的の山がある。また勿論山岳だけでなく國土の他の部分が國土尊崇の媒介的對象となれる場合が多い。伊勢太神宮の神路山・五十鈴川の如き、其他天皇御陵墓の地、名ある神社佛閣の地の如きである。併し神の造りたまひし此の國土であり、皇祖大神が神性を授けたまひし此の國土である限り、何れの地をとり見るも、我々に於ては國土全體に對する尊崇の念が生ずるのである。

柿本人麻呂は筑紫に下るとき瀬戸内海の舟路にて次の一首を詠んだ。

大君の遠の御門とあり通ふ島門を見れば神代し思ほゆ
即ち、此の内海海峡は神の造れる大君の皇居の門でもあらうか、其處を幾千年人々は船にて通つてゐる、眞に此の海の自然は神代ながらの悠久性と神性とを感ぜしめる、と。

四 國體と國土

日本の又は大和の國と古くから云はれし「國」は、近世の國家學に於て謂はるゝ統治團體といふが如き統治權者と被統治者との人間團體だけのものではない。國は人と國土との結合によつて成る結合的生命體である、團體といふ言葉は之に滴せない。そこで國體を國の性格若くは國柄と見る場合、國家學的の國體の概念である、統治の様式より見たる國の形態が國體であり我が國の國體は萬世一系の君主國たることである、と言ふだけでは不十分である。國柄の説明である國體の概念には、中心的特質を擧げるだけではなくそれに歴史的特質が加へらるゝことが必要である。學者の所謂國家は國の法的政治的側面であるが、國こそ國家の基盤體とも云ふべき生命體である。國家にも勿論國土が其の成立要件とせられて居る、併し國土は第二次的に從屬的に國家成立の要素とせられてゐるのみである。之に反して、國に於ては國土が人を造り人が國土を歴史的に造つて行くといふ關係に於て、兩者は一が他を離れて存在し得ざるものであり、従つて主従・前後の關係を絶したるものである。眞に國は人と國土との結合體である。而して我國にては國は神と人と國土との結合體である。この意味の國についての我國の國體はと云へば、私の見方にては我が日本國の國體は次の如くに分析して説明せらるべきであると考へる。

- 一 神たる皇祖の肇たまへる國
 - 二 惟神の道によつて生くる國
 - 三 惟神の道によつて統治を行ひたまふ君を統治者に仰ぐ國
 - 四 惟神の道によつて君に歸一し奉る民を國民とする國
 - 五 神・君・民の結合を十全に具現する國土をもつ國
- 右の如き國體の内容を一々に説くことは之を措くとして、兎に角、國體に於ける國土の地位は重要である、従つて國體論に於ては國土の特性である國土性を充分に説かねばならぬ。從來これが閑却せられて居たのは多くの國體論の缺點である。この意味にて茲に本文に於て國土に關する若干の覺え書を記述して見たのである。

我が國戰時行政の特色

教授 中 谷 敬 壽

一 は し が き

世上戰時行政といへば、それは平時行政とは似てもつかぬもの、全然その性質を異にしたものであると、或は理解されてゐるかも知れぬ。いはゆる戰時行政が平時行政に對する稱呼であり、前者が戰時といふ非常時における國家の行政を意味し、後者が戰時に非ざる平常時における國家の行政を意味する限り、戰時行政が平時行政に比し異なつた様相を呈するに至ることは、戰爭の行政に對する要請上不可避的な事柄に屬するから、右の如き世上の理解も一應は無理からぬ事である、とも云ふことが出来るであらう。しかし戰時行政が平時行政に比し、果して如何に異なり如何なる特色を有するかといふに、それはその開はれる戰爭の性格如何に依て異ならざるを得ないこと勿論であるが、而もその國の行政自體に内在する固有の性格如何に依て必ずしも一様であるとは云ひえない。前の者は、凡そ行政なるものが一般に戰爭そのものゝ性格に依て規定せられる特色であるから、それはそれゝの國家の戰時行政に共通ないはゞ一般抽象的な特色とでも云ふことが出来るであらう。之を特定國家における戰時行政の固有の性格と、或は稱してよからうかと考へられる。之に反し、後の者は、特定國家の行政自體に内在する固有の性格に着眼しての戰時行政の特色であるから、それはそれゝの國家の戰時行政に特有ないはゞ個別具體的な特色とでも云ふことが出来るであらう。之を特定國家における戰時行政の獨自性と、或は稱してよからうかと考へられる。それはともかく、特定國家の行政に内在する固有の性格といふものは、畢竟するに特定國家の國體如何に淵源するものであるから、實は戰時行政といつても將又平時行政といつても、之を主體的且つ根源的に考察するならば、それは共に行政の主體たる特定國家の行政たるの本質において、あへて異なるべき道理があらう筈がない。従て特定國家の戰時行政が、假令平時行政に比しその様相において大いに異なり、一見恰もその性質を異にするものあるかに見られうる場合であつても、戰時行政が平時行政に比し、行政そのものゝ性質を變じたものであると遽に斷定しうるであらうか。疑ひなきを得ない。然らばかゝる斷定の當否は何に依

て決せらるべきかといふに、それは結局、特定國家の根本制度に着眼し、その制度上行政となされてゐるものゝ本質に省みて、決定せらるべき問題であり、従つて、之を單純なる理念の問題として、劃一的抽象的のみに決定し去ることは如何であらうか。それ故に、こゝに我が國戰時行政の特色について考察するにあつても、その必要な限度において、先づ、我が國體の獨自性を省み、次に、之に基く我が國の行政の固有の性格を考察し、然る後、我が國の戰時行政の特色につき簡単に言及するであらう。

二 我が國體の獨自性

凡そ國家といふものゝ本質が如何なるものであるかについては、古來人々の所説が區々であつて必ずしも一に歸してはゐない。しかし今之について一言するとすれば、「多數人が一定の土地を基礎として固有の權力の下に一體の共同生活を爲す」といふ事象を觀て、一般に之を國家と觀念してゐると云ふことが出来るであらう。かくの如く一般に國家といふ國體を觀念する以上、國家にはその根底に權力を含む包摂的な意思といはゞ權力の意思とでも稱すべきものが、本來的に具はり存してゐるといふこと多く説明を要しないところである。通常國家權力と稱し又國權と云つてゐるものは、大體において國家における右の如き包摂的な意思の力を意味してゐるものと解せられる。而して國體たる國家といふ一的生活體自身を考へるとき國家には一の生活力がなければならぬが、國家は右に一言したごとく個人と異なり多數人が一體として生活するものであるから、國家の生活力の本源即ち國家に固有な權力の意思の力は、國家における特定の人には存しなければならぬ。かくて特定の國家は一般に國家なるものについて考へられる性質として權力の意思を固有するが、その固有の權力の意思を全體として掌握する人が何人であるかといふ點において——それはそれゝの國家の國情に依り歴史的に規定されるものであるから——特定の國家は又その國情に應じて考へられる性質として特殊の性格を有するに至るものである。是れ特定國家における國體の問題である。

擬て我國においてははいふまでもなく、畏くも萬世一系の天皇が之を統治し給ふのであり統治權を總攬し給ふのである。この事は光輝ある我國三千年の歴史に照らしてさらに一點の疑もなく、柄乎として明らかかつ嚴肅な事實であるのみならず、之をわが國民の規範意識に省みるときは又同時に我國肇國當初より既に確に立せる法規範であり、日本臣民の過古現在未來に互る牢固たる信念に基く絶

人の清淨の胸中にあると見た。かと思へば垂加神道の山崎闇齋の如きは高天原は伊勢大神宮の地でありまた皇居の地であるとす。高天原の地上存在説は明治時代に至つて有力であつて、或は九州の地であつたとも南洋であつたともする。併し私見を以てすれば此の詮索は無用である。高天原はそれが天上であるか地上のものであつたかは問はず、何れにしても其は天照大神が統治したまふた大神の國土である。それだけにてよい。高天原には山川草木・農耕・機織など葦原中國と同様のものがあつた。また高天原と葦原中國との交通地點が古典には具體的に示されて居る。それであるから高天原は地上に在つたと地上説は見るのであるが、本居宣長が既に其の見方の謬りであることを指摘して居る。我々は更に確實なる論據なくしては必ずしも地上説に従ひ得ないが、同時に只管に信仰的なる天上説によることも出来ぬ。たゞ我々は高天原は天照大神の治らしたまふた國土であると見るのみである。然らば高天原と葦原中國との關係はと云へば、中國は大神が皇孫及び御歴代をして統治せしめんと欲したまふた所の國土である。そこで大神は皇孫を天降せしめたまふた。其の結果はどうであるかといふに、今日の日本國土である葦原中國には神の國土たる高天原の神性が移し植えられた、といふことである。日本國土には天照大神の高天原の神性附與せられて居る。それだけのことを知ればよい。それを言はんが爲に高天原のことに及んだのである。

二 天皇と國土

日本國土は高天原の國土性が移されて、それに神性が附與せられし國土である。而して歴代天皇は此の國土を尊びたまひ皇祖大神の遺訓に従ひ此の國を統治したまふ。即ち茲には古き時代の天皇に於せられての、國土の統治について申述べる。

農業に關する國土統治は皇祖大神が高天原に於て既に行ひたまふた所であるが、神武天皇は、橿原饒都の後各般の統治に意を用ひたまふに至るや、天皇は勿論農業開發に關しても大御心を傾け給ふたのである。天皇は橿原皇居の御造營については太玉命の後裔である天富命に建築のことを掌らしめたまふたが、農業開發についてもまた此の天富命を用ひたまふた。即ち古語拾遺の記す所によれば、天皇は天富命を阿波國に遣はして其地に麻・かぢ、などを植えしめ、また東國房總の地方にも同様のものを栽植せしめたまふた。

崇神天皇の四道將軍派遣は、其の主たる目的は一般教化にあつたが、それが各

方面の交通路の發達といふ國土統治の結果を齎したことを看過してはならぬ。天皇は海運のために初めて船舶を造りたまふたのであるが、此もまた海上交通といふ國土統治の御事業である。農業殊に水田の開發のために大なる池溝を開きたまふたことも亦天皇に於て初めて見奉る國土統治の御事業である。垂仁天皇も崇神天皇と同様に水田開發に意を用ひたまひ、大和・河内に大なる池を造らしめたまひし外に、全國に令して池を開かしむること八百餘であつたと、日本書紀は記して居る。應神天皇も漕漑治水の事業に大御心を傾け多くの池を造りたまふた。即ち天皇の七年秋九月、韓人多く來朝せるにつき、武内宿禰に命じて韓人を用ひて池を造らしめたまふた、即ち韓人池と稱する池がそれである。其他にも多くの池を開かしめたまふた。

仁徳天皇の治水・土木の御事業には大に顯著なるものがあつた。天皇の難波高津の宮は郷土史家の説によると今の大阪城の邊であつたかとのことであるが、天皇は御踐祚十一年に皇居の北方の郊原を堀り南の水を引き以て西の海に入れるといふ運河を造りたまふたのであるが、これが堀江である。また其の年、北方の河の氾濫を防ぐために茨田堤を築きたまふた。十四年には猪日津に橋を渡したまひ、其處が小橋と名けられた。また墨江之津(住吉)の港を築きたまふた。

孝徳天皇は、大化改新に際して所謂畿内と云はるる國土の部分について其の範圍を定めたまふたのであるが、それによれば、東は名瀨の横河より以來、南は紀伊の兄山より以來、西は赤石の橿淵より以來、北は近江の狭々波の合坂山より以來、を畿内と爲す、とある。其他大化改新の土地の制度については茲に敢て之を述べない。次に天智天皇の國土統治は、唐・三韓に對する防備のための軍事施設、其他國內に於ける築城、などの方面に多く行はれた。西邊守備のために防人を置くことは既に前の御代より行はれたのであるが、防人が多く西邊の對馬・壹岐・筑紫に備へられたのは天智天皇の御代に於てである。また筑紫の地に水城を造り給ひ、長門にも築城を行はせられた。次に大和に高安城、讃吉國山田郡に屋島城を造りたまふた。

天武天皇の國土統治については記録し奉るべき多くの事柄がある。御踐祚十二年、天皇は國々の境界を定めむことを計畫したまひ、諸重臣に判官、録史、工匠などを附けて諸國を巡行して國の限界を測り定めしめたまふた。併し其の年には事業は完成せなかつた。また天皇は皇居については兩三所に行宮を造ることが必要であると仰せられた。而して十三年には諸臣に判官、録事、陰陽師、工匠などを附けて畿内の各地を巡視せしめたまふたのであるが、其は都をつくるべき地

を選定したまはむが爲であつた。また其の年、重臣三野王等を信濃國に遣はして地形を取調べしめたまふた。即ち三野王等はやがて信濃國の地圖を作つて之を天皇に上つたのである。かくして十四年には信濃國に行宮を造營せしめたまふた。天智天皇と天武天皇の御代に於て天文・地理・測量等の技術が大に發達したのである。

元明天皇は、風土記の御計畫によつて後世に大なる國土統治の御治績を遺したまふた。天皇は和銅六年五月諸國に令して、各國の郡・郷の名稱を好き文字にて定めること、各種産物の目録を作ること、土地の肥瘠、山川原野名稱の由來、古老相傳の舊聞、などを記録することを命じたまふた。即ちこれによつて風土記が出来たのである。

以上、天皇の國土統治については、唯だ古き時代の天皇に於かせられて、國土統治に關する御治績の簡單なる敘述を、主として日本書紀の記述を追ふて之を行つたに過ぎない。若し夫れ、今日の御代に於ける國土計畫といふ意味の天皇の國土統治に關して述ぶるならば、其處に所謂計畫經濟の一部門として取扱ふべき多くの問題が存在する。併しいま々は茲にては今日の問題には立ち入らないであらう。

三 民 と 國 土

日本の國土は高天原の神性が附與せられし國土である。即ち此の國土は惟神の道の具現體たる國土である。其は何を意味するかといふに、此の國土は神・君・民の惟神の道による關係の歴史的事實を展示するものなるが故に、國土に於て惟神の精神が凝結すると見ることが出来る、と云ふ意味に於て之を謂ふのである。

日本の國土には神性が鬱積して居る、この國土性の表徴を古來わが國民は夫々の特質をもつ多くの山岳に之を求めることが常であつた。而して此の國土性の一般的綜合的表徴としては、代表的の山岳たる富士山を擧げることが普通に行はるゝ所であつた。例へば藤田東湖は「正氣歌」に賦して曰ふ、「天地正大の氣、粹然として神州に鍾まる、秀でては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳ゆ」と。蓋し天地正大の氣とは之を主體的に見るときは惟神の肇國精神である、而して此の國土に凝固せる此の精神が發して山岳の形に表はれしものが富士山である。斯の如く日本國土の神性の尊崇を富士に託して行ふことは古くより存在せる思想である。先づ萬葉集には山部赤人の「天地の分れし時ゆ神さびて高く貴き駿河なる

布土の高嶺を」の歌があることは一般に知らるゝ通りである。富士山を詠める歌は古今に其の數が甚だ多い、併し名歌は江戸時代の國學者のものに多いようである。次に其の數首を掲げる。

富士のねにのぼりて見れば天地はまだいくほども分れざりけり 下河邊長流
空にみつ大和しまねにふたつなき控となれるふじのしげ山 契 沖

萬代の國のしづめの富士のねを仰げは空にうつしみの神 上田秋成
日本國土の國土性の表徴としては右の如く一般に富士山が擧げられる。其はその山に具はる崇高なる自然の姿によるものである。併し其の他に神代よりの歴史によつて或る山に神性が與へられ、而して其の山を稱へることが我が國土の神性を證明する所以となる、と云ふが如き山がある。例へば日向の高千穂嶽、大和の天香具山の如きがそれである。茲には天香具山について述べる。

天香具山は、天照大神の國土たる高天原に天香山の名にて存在せし山である。大神が天之石屋戸に籠りませし時、八百萬の神が天安河の河原に集會せられて事を議りたまふた。種々の方法にて大神の御出でましを禱られたのであるが、其の中に、天香山の眞賢木を根こじにして、上枝には八咫瓊の五百箇の御統をかけ中枝には八咫鏡を懸け下枝には青和幣白和幣を取り垂でて祈禱ります、といふことがある。此の高天原の天香山が大和の天香山となつたのである。大和風土記に「天上に山有り、分れて地に墮つ、一片は伊豫國の天山となり、一片は大和國の香山と爲る」とある如くに、天香山は高天原の國土の分身である。故に古代に於ては天香山及び此の山の土そのものに神性が認められて居た。日本書紀神武天皇紀に、天皇八十景師の討伐に苦しみ給へる際、神の訓へを夢みたまひ、天香山の土を取りて天の平鏡及び嚴鏡を作りて天神地祇を祭りたまふた、とある。また崇神天皇紀に、武植安彦が反せる際、其の妻吾田媛密かに來りて、大和の香山の土を取りて頒布につゝみて、是れ倭國の物質と祈り曰ひて反る、とある。即ち倭國の總ての物の根元たる天香山の土を取りて吾田媛が呪詛をした、と云ふのである。斯の如く天香山は特殊の歴史をもてる山である。高天原の國土性が此の日本國土に移し植えられたといふ場合、天香山に於てはそれが具體的現實的の意味に於て云ひ得るのである。かくして天香山は富士山とは異なる意味にて古來神性の山として尊崇せられ來つたのである。

持統天皇は御踐祚八年に皇居を飛鳥淨御原より藤原に遷したまふた、よつて藤原宮御宇天皇と申上げる。天皇、藤原宮より天香具山の方を見をなはして、「春過ぎて」の御詠があつたことは、一般に知らるゝ通りである。天香具山は歎火

山、耳梨山と共に大和三山と稱せられるのであるが、主たるものは香具山である。萬葉集に「藤原宮の御井の歌」(作者不詳)として香具山を主位に三山を詠める歌がある。御井の清水の歌であるが、三山を尊崇する意味がよく詠まれてゐる。

やすみしし わご大王 高照す 日の皇子 あらたへの 藤井が原に 大御門始め給ひて 垣安の 堤の上に 在り立たし見し給へば 大和の青香具山は 日の經の 大御門に 春山と繁みさび立てり 畝火の この瑞山は 日の緯の 大御門に 瑞山と 山さびいます 耳無の 青すが山は 背面の大御門に 宜しなべ 神さび立てり 名くはし 吉野の山は 影面の大御門ゆ 雲居にぞ 遠くありける 高知るや 天の御影 天知るや 日の御影の水 こそは 常にあらめ 御井の清水

天香具山の歌は古來多く詠まれてゐる。その中、江戸時代の國學者の歌を擧ぐれば、
いひしらぬ神代の春の面かけをみせて霞むや天のかぐ山 荷田春滿
日の經にふりさけ見れば大君の御門おほゆる天の香具山 村田春海
右の春滿の天香具山の歌と同じ心にて高千穂嶽をよめるものが、次の一首である。

皇神の天降ましける日向なる高千穂の嶽やまづ霞むらむ 伊能魚彦
國土の尊崇と稱美との念が山岳に託して現はさるゝ場合が多いのであるが、山岳にしても右の他に筑波山・吉野山其他に多くの歴史的の山がある。また勿論山岳だけでなく國土の他の部分が國土尊崇の媒介的對象となれる場合が多い。伊勢太神宮の神路山・五十鈴川の如き、其他天皇御陵墓の地、名ある神社佛閣の地の如きである。併し神の造りたまひし此の國土であり、皇祖大神が神性を授けたまひし此の國土である限り、何れの地をとりて見るも、我々に於ては國土全體に對する尊崇の念が生ずるのである。

柿本人麻呂は筑紫に下るとき瀬戸内海の舟路にて次の一首を詠んだ。
大君の遠の御門とあり通ふ島門を見れば神代し思ほゆ
即ち、此の内海海峡は神の造れる大君の皇居の門でもあらうか、其處を幾千年人々は船にて通つてゐる、眞に此の海の自然は神代ながらの悠久性と神性を感ぜしめる、と。

四 國體と國土

日本の又は大和の國と古くから云はれし「國」は、近世の國家學に於て謂はるゝ統治團體といふが如き統治權者と被統治者との人間團體だけのものではない。國は人と國土との結合によつて成る結合的生命體である、團體といふ言葉は之に適合しない。そこで國體を國の性格若くは國柄と見る場合、國家學的の國體の概念である、統治の様式より見たる國の形態が國體であり我が國の國體は萬世一系の君主國たることである、と言ふだけでは不充分である。國柄の説明である國體の概念には、中心的特質を擧げるだけではなくそれに歴史的特質が加へらるゝことが必要である。學者の所謂國家は國の法的政治的側面であるが、國こそ國家の基盤體とも云ふべき生命體である。國家にも勿論國土が其の成立要件とせられて居る、併し國土は第二次的に從屬的に國家成立の要素とせられてゐるのみである。之に反して、國に於ては國土が人を造り人が國土を歴史的に造つて行くといふ關係に於て、兩者は一が他を離れて存在し得ざるものであり、従つて主従・前後の關係を絶したるものである。眞に國は人と國土との結合體である。而して我國に於ては國は神と人と國土との結合體である。この意味の國についての我國の國體はと云へば、私の見方にては我が日本國の國體は次の如くに分析して説明せらるべきであると考へる。

- 一 神たる皇祖の肇めたまへる國
 - 二 惟神の道によつて生くる國
 - 三 惟神の道によつて統治を行ひたまふ君を統治者に仰ぐ國
 - 四 惟神の道によつて君に歸一し奉る民を國民とする國
 - 五 神・君・民の結合を十全に具現する國土をもつ國
- 右の如き國體の内容を一々に説くことは之を措くとして、兎に角、國體に於ける國土の地位は重要である、従つて國體論に於ては國土の特性である國土性を充分に説かねばならぬ。從來これが閑却せられて居たのは多くの國體論の缺點である。この意味にて茲に本文に於て國土に關する若干の覺え書を記述して見たのである。

我が國戰時行政の特色

教授 中 谷 敬 壽

一 は し が き

世上戰時行政といへば、それは平時行政とは似てもつかぬもの、全然その性質を異にしたものであると、或は理解されてゐるかも知れぬ。いはゆる戰時行政が平時行政に對する稱呼であり、前者が戰時といふ非常時における國家の行政を意味し、後者が戰時に非ざる平常時における國家の行政を意味する限り、戰時行政が平時行政に比し異なつた様相を呈するに至ることは、戰爭の行政に對する要請上不可避的な事柄に屬するから、右の如き世上の理解も一應は無理からぬ事である、とも云ふことが出来るであらう。しかし戰時行政が平時行政に比し、果して如何に異なり如何なる特色を有するかといふに、それはその開はれる戰爭の性格如何に依て異ならざるを得ないこと勿論であるが、而もその國の行政自體に内在する固有の性格如何に依て必ずしも一様であるとは云ひえない。前の者は、凡そ行政なるものが一般に戰爭そのものゝ性格に依て規定せられる特色であるから、それはそれゝの國家の戰時行政に共通ないはゞ一般抽象的な特色とでも云ふことが出来るであらう。之を特定國家における戰時行政の通有性と、或は稱してもよからうかと考へられる。之に反し、後の者は、特定國家の行政自體に内在する固有の性格に着眼しての戰時行政の特色であるから、それはそれゝの國家の戰時行政に特有ないはゞ個別具體的な特色とでも云ふことが出来るであらう。之を特定國家における戰時行政の獨自性と、或は稱してもよからうかと考へられる。それはともかく、特定國家の行政に内在する固有の性格といふものは、畢竟するに特定國家の國體如何に淵源するものであるから、實は戰時行政といつても將又平時行政といつても、之を主體的且つ根源的に考察するならば、それは共に行政の主體たる特定國家の行政たるの本質において、あへて異なるべき道理があらう筈がない。従て特定國家の戰時行政が、假令平時行政に比しその様相において大いに異なり、一見恰もその性質を異にするものあるかに見られうる場合であつても、戰時行政が平時行政に比し、行政そのものゝ性質を變じたものであると遽に斷定しうるであらうか。疑ひなきを得ない。然らばかゝる斷定の當否は何に依

て決せらるべきかといふに、それは結局、特定國家の根本制度に着眼し、その制度上行政となされてゐるものゝ本質に省みて、決定せらるべき問題であり、従つて、之を單純なる理念の問題として、劃一的抽象的のみ決定し去ることは如何であらうか。それ故に、こゝに我が國戰時行政の特色について考察するにあつても、その必要な限度において、先づ、我が國體の獨自性を省み、次に、之に基く我が國の行政の固有の性格を考察し、然る後、我が國の戰時行政の特色につき簡単に言及するであらう。

二 我が國體の獨自性

凡そ國家といふものゝ本質が如何なるものであるかについては、古來人々の所説が區々であつて必ずしも一に歸してはゐない。しかし今之について一言するとすれば、「多數人が一定の土地を基礎として固有の權力の下に一體の共同生活を爲す」といふ事象を觀て、一般に之を國家と觀念してゐると云ふことが出来るであらう。かくの如く一般に國家といふ國體を觀念する以上、國家にはその根底に權力を含む包摂的な意思といはゞ權力的意思とでも稱すべきものが、本來的に具はり存してゐるといふこと多く説明を要しないところである。通常國家權力と稱し又國權と云つてゐるものは、大體において國家における右の如き包摂的な意思の力を意味してゐるものと解せられる。而して國體たる國家といふ一の生活體自身を考へるとき國家には一の生活力がなければならぬが、國家は右に一言したごとく個人と異なり多數人が一體として生活するものであるから、國家の生活力の本源即ち國家に固有な權力的意思の力は、國家における特定の人存しなければならぬ。かくて特定の國家は一般に國家なるものについて考へられる性質として權力的意思を固有するが、その固有の權力的意思を全體として掌握する人が何人であるかといふ點において——それはそれゝの國家の國情に依り歴史的に規定されるものであるから——特定の國家は又その國情に應じて考へられる性質として特殊の性格を有するに至るものである。是れ特定國家における國體の問題である。擬て我國においてははいふまでもなく、畏くも萬世一系の天皇が之を統治し給ふのであり統治權を總攬し給ふのである。この事は光輝ある我國三千年の歴史に照らしてさらに一點の疑もなく、炳乎として明らかかつ嚴肅な事實であるのみならず、之をわが國民の規範意識に省みるときそれは又同時に我國肇國當初より既に確に立せる法規範であり、日本臣民の過古現在未來に互る牢固たる信念に基く絶

對不動の法規範であるのである。而もそれが不磨の大典たる欽定帝國憲法に成文法規範として明定せられてゐるといふことは、わが國體に關する日本臣民の信念をば愈々鞏固ならしむる所以である。かくてわが國においては、上に天職としてこの國を統治し給ふ萬世一系の天皇在らせられ、下に萬世一系の天皇の惠撫慈養し統治し給ふ臣民があり、君臣の分自ら明かにしてしかも上下一體、大日本帝國なる共同生活が行はれてゐるのである。是れわが國においてのみ見られうる獨自な、眞の君民一體といふ國家觀念の現はれであり、萬邦無比の我が國體の本義も亦この畏くも尊き萬世一系の天皇統治てふ一點に歸一して存在するものなのである。而して帝國憲法にはゆる「統治」がわが國の古語「シラス」又は「シロスマス」の義であり、「天下ヲ調ベタマヒ平ケタマヒ公民ヲ惠ミ給ヒ撫デタマハン」との意に外ならないので、それは結局、萬世一系の天皇の大御業として、「臣民全體をして能く國家的共同生活を營ましめ、臣民各自をして能くその處を得せしめ給ふ。」と云ふ意味であると理解せられる。然ればかゝる意味の「統治」のために用ゐさせたまふ・權力を含む包括的な意思の力こそ、とりもなほさず帝國憲法にはゆる「統治權」の眞義と解せざるを得ない。かくのごとく帝國憲法が國家の生活力の根源たる權力的意思の力を表現するにあたり、之に「統治」なる目標を示してその名稱としてゐるといふことは、實に帝國憲法においてのみ見出しうる獨自性であり、それは我が國における國家活動の指導原理が明示されてゐるといふ重大な實踐的價值を有つてゐると云ふことが出来る。従つて我國における國家活動は總べて、萬世一系の天皇が斯の國を統治したまふのであり統治權を總攬し給ふのである、といふ法規範を絕對不動の原則として常に行はれなければならない。

三 我が國行政の固有の性格

かくのごとくわが國においては萬世一系の天皇が之を統治し給ふのであり統治權を總攬し給ふのであるが、しかも天皇統治の行用即ちその作用に至つては、帝國憲法に「此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と定めて、立憲法治の大本を示し給ふの外、更に國家の作用を立法・司法及行政の三種に大別し、原則として各作用につき各別の機關を設け、之に各作用の有つ政治的意味に相應し構成及地位を授け給ひ、各機關をして天皇御統裁の下相互に獨立の地位においてそれ／＼統治を翼賛せしむるといふ、いはゞ三作用分屬の制を欽定し給ひ、之を基礎として今日諸般の制度が樹てられてゐるのである。是れいふまでもなく立憲政治の基調を

爲すいはゆる三權分立の思想が攝取せられたものに外ならないが、しかしその之を攝取せられるに至つた所以の精神においては、外國におけるそれとは全然異なり、一に天皇統治の下においてもなほかゝる思想を基調とする制度こそ、わが國の政治上適當なりと爲し給ふたに外ならない。蓋し我國において國家の作用を三種に大別することは、各作用をその作用に相應しい仕方で行ふといふ我が國家生活の實際上の必要に基くものであるが、それがためには各作用の有つ政治的意味に相應しく——即ち、(一)立法にあつては國民の活動の限界を定むる規範の制定といふ立法本來の性質上、國民の意思を參與せしむることに依つてこの作用を慎重ならしむるといふ政治的意味に相應しく、(二)司法にあつては實在の事實につき法規範を明らかにするといふ司法本來の性質上、法の取扱に關し公正なる態度を取らしむるといふ政治的意味に相應しく、(三)行政にあつては時々々の事情に適應して能く國家目的を達成しうるよう、誠實に隨時適應の措置を取らしむるといふ政治的意味に相應しく——それ／＼各機關に特殊の構成及地位を與へる必要があり、又かゝる特殊の構成及地位を有する各機關をして天皇御統裁の下相互に獨立の地位において各作用を行はしむることは、結局各機關の専横を防止するといふことに歸着するが、しかしそれは、一面各機關をして相互に獨立せしめて他の權限を相侵すことならしむると共に、他面各機關をして徒らに對立せしむることなく之を天皇の統治權總攬といふ一點に結合せしめて國家の作用を全體として統一し、依つて以て、天皇「統治」の實を擧ぐることを妨ぐるが如き處を防止するといふ點に、重大な政治的價值がおかれてゐるのである。

しかし三作用分屬主義従つて又三權分立主義は要するに一の政治様式に關する思想であるから、その實現形態は結局政治力の根源に關する思想、換言すれば國體に關する觀念に依つて規定せられる。こゝにおいて外國とその國體觀念を全然異にする我國において、三權分立主義が我國独自の國體觀念に基き獨自の實現形態を有するに至ることは寧ろ當然の事と云はざるをえない。従つて我國において三作用の分屬に依り各機關がそれ／＼の作用を行ふといつても、それはいつれも天皇の統治權總攬といふ一點に結集せられ天皇の御統治を翼賛したてまつるといふ意味においてあり、換言すればそれは天皇が統治を爲し給ふの方法であり、政治を爲し給ふの方法たるに外ならないのである。それ故に我國において採用された三權分立主義即ち三作用分屬主義は、外國におけるそれとはその實現形態を異にし、諸種の點においてその獨自性を見出しうる。即ち、(一)三作用の分屬が天皇御統裁の下に行はれること。(二)立法府の立法の作用が最高の力を有し

ないこと、(三) 立法院に依らずして立法の作用の行はれる餘地の大なること、(四) 天皇の獨裁に留保されたものゝ多いこと、(五) 戦時又は國家事變に際し立法院の無視されうること、等々の諸點に我國に採用された三權分立主義の實現形態の特殊性乃至獨自性を見出すことが出来る。然れば我國において行政の何んたるかを知るには、何うしても我が國の根本制度に着眼しその制度上行政となされてゐるものを直視し、等しく制度上立法となされ又司法となされてゐるものと對比せしめつゝ之を明かにする方法に依らざるを得ないこととなる。右のごとく我が國の制度上行政の何んたるかを考察するにあつても、なほそれは如何なるものを以てその内容と爲されてゐる作用であるか、又如何なる構成と地位とを有する機關の參與に依て行はれる作用であるかといふ、いはゞ作用の實質及形式の兩方面より之を考察することが必要である。蓋し我國の制度上三作用分屬主義が採用されており、しかもそれが諸種の點において獨自性を有してゐること前述のごとくであるからである。しかしこゝでは紙幅の關係もあり單に行政の内容につき之を實質的にのみ考察するに止めたい。

扱て我が國において通常行政といへばいはゆる立法及司法を除外した殘餘一切の國家の作用であると稱せられてゐる。かくのごとく消極的に立法にもあらず又司法にもあらざる國家の作用を以て行政と觀念することは、一般に行政といふ事象を單に事象として考察する場合ならばともかく、わが國における行政の性質を示す概念としては未だ充分であるとは云へない。然らば之を如何に概念すべきかといふに、それはその内容をば國家の精神現象として更に考察する必要があると考へられる。蓋し國家は前に一言したことく多數人によりて構成せられる精神的一體であり、一の生活體として獨立の意思を有するものであるからである。こゝにおいてか、一般統治關係においての法の制定——詳しくいへば國家及一般統治の客體に依りその存在を考へらるべきものとしての法規範の制定——を意味する帝國憲法第五條にはゆる立法は、畢竟國家が獨立の意思體として抽象的に何が法であるかを決定する判斷たる作用であり、又民事・刑事の裁判を意味する憲法第五十七條にはゆる司法は、結局國家が獨立の意思體として民事・刑事に屬する具體的事件に適用すべき法が何んであるかを具體的に決定する判斷たる作用であると云はざるを得ない。然るに判斷そのものは直接には何等現實の結果を惹起するものでないから、抽象・具體の差こそあれ共に判斷作用たるに過ぎざる立法及司法の兩作用のみを以てしては、國家は現實には未だ能くその目的を實現することを得ない。それ故に國家目的を實現するためには判斷作用たる立法及司法

の兩作用の外、なほ意思を活用して外界に或る結果を惹起する現實の所爲が是非とも必要となつて来る。かくの如く國家目的を實現するために現實の所爲を爲す國家活動こそ、とりもなほさず行政といふ國家作用の實質を爲すものであると云はなければならぬ。

而して立法は法を制定する作用であるから、それは法を成立せしむることを目的とすと云ふことが出来る、又司法は法を適用する作用であるから、それは法を維持することを目的とすと云ふことが出来るであらう。換言すれば立法も司法も共に法を存在せしむるといふいはゞ國家の法目的のために、それ／＼判斷たる作用を爲すものであると云ふことが出来る。然らば行政は之と異なりかゝる國家の法目的以外の目的を實現するために現實の所爲を爲す作用であると云はざるを得ない。然るに我が國の制度上行政と爲されてゐるものゝ中には、右のごとき國家の法目的以外の目的實現のためにする現實の所爲の外、前述のごとき意味における所謂立法以外の法規範の制定、及びいはゆる司法以外の裁判の作用をもなほ之を併せ包含せしめられてゐるので、わが國の制度上行政と爲されてゐるものをその内容に着眼して示せば、それは國家目的を實現するがために現實の所爲を爲す作用を主とし、之と共に帝國憲法にはゆる立法以外において爲す法規範制定の作用、及び、憲法にはゆる司法以外において爲す裁判作用をも併せ包含するものである、とその概念を規定せざるを得ないこととなる。しかも我が國における三作用分屬主義が前述のごとき諸種の點において獨自性を見出し得ることに顧みるときは、我國の制度上行政のすたる内容を爲す現實の所爲が極めて廣範圍に亘るものであることを知り得るのみならず、又等しく制度上行政の内容の一つを爲す所謂立法以外の法規範制定の範圍も亦可なり廣大であり、且ついはゆる獨立命令のごとく我國に於いてのみ見られる獨自のものがあり、殊に非常大權命令のごとく戰時において特にその然る所以を知ることが出来る。かくのごときは實に我が國における行政それ自體に内在する固有の性格であり、それは我が國における三作用分屬主義が我が國體に基いて有する獨自性の結果に外ならないと云ふことが出来るであらう。

然り而して行政の目的は前述のごとく直接國家そのものゝ目的と相通するものであるが、今行政のすたる内容を爲す現實の所爲なるものが如何なる形式において發現するかを類型的に考察すれば、それは或は單に特定の法規を執行するに止まるものとして發動するものがあり、或は法規の下における自由な活動として發動するものがある。前者にあつては、その行政の内容は特定の法規の裡に定められ

ないこと、(三)立法府に依らずして立法の作用の行はれる餘地の大なること、(四)天皇の獨裁に留保されたものゝ多いこと、(五)戰時又は國家事變に際し立法府の無視されうること、等々の諸點に我國に採用された三種分立主義の實現形態の特殊性乃至獨自性を見出すことが出来る。然れば我國において行政の何んたるかを知るには、何うしても我が國の根本制度に着眼しその制度上行政となされてゐるものを直視し、等しく制度上立法となされ又司法となされてゐるものと對比せしめつゝ之を明かにする方法に依らざるを得ないこととなる。右のごとく我が國の制度上行政の何んたるかを考察するにあつても、なほそれは如何なるものを以てその内容と爲されてゐる作用であるか、又如何なる構成と地位とを有する機關の參與に依て行はれる作用であるかといふ、いはゞ作用の實質及形式の兩方面より之を考察することが必要である。蓋し我國の制度上三作用分屬主義が採用されており、しかもそれが諸種の點において獨自性を有してゐること前述のごとくであるからである。しかしこゝでは紙幅の關係もあり單に行政の内容につき之を實質的にのみ考察するに止めたい。

掇て我が國において通常行政といへばいはゆる立法及司法を除外した殘餘一切の國家の作用であると稱せられてゐる。かくのごとく消極的に立法にもあらず又司法にもあらず國家の作用を以て行政と觀念することは、一般に行政といふ事象を單に事象として考察する場合ならばともかく、わが國における行政の性質を示す概念としては未だ充分であるとは云へない。然らば之を如何に概念すべきかといふに、それはその内容をば國家の精神現象として更に考察する必要があると考へられる。蓋し國家は前に一言したごとく多數人によりて構成せられる精神的一體であり、一の生活體として獨立の意思を有するものであるからである。こゝにおいてか、一般統治關係においての法の制定——詳しくいへば國家及一般統治の客體に依りその存在を考へらるべきものとしての法規範の制定——を意味する帝國憲法第五條にはゆる立法は、畢竟國家が獨立の意思體として抽象的に何が法であるかを決定する判斷たる作用であり、又民事・刑事の裁判を意味する憲法第五十七條にはゆる司法は、結局國家が獨立の意思體として民事・刑事に屬する具體的事件に適用すべき法が何んであるかを具體的に決定する判斷たる作用であるといふを得ない。然るに判斷そのものは直接には何等現實の結果を惹起するものでないから、抽象・具體の差こそあれ共に判斷作用たるに過ぎざる立法及司法の兩作用のみを以てしては、國家は現實には未だ能くその目的を實現することを得ない。それ故に國家目的を實現するためには判斷作用たる立法及司法

の兩作用の外、なほ意思を活用して外界に或る結果を惹起する現實の所爲が是非とも必要となつて来る。かくの如く國家目的を實現するためには現實の所爲を爲す國家活動こそ、とりもなほさず行政といふ國家作用の實質を爲すものであると云はなければならぬ。

而して立法は法を制定する作用であるから、それは法を成立せしむることを目的とすと云ふことが出来る、又司法は法を適用する作用であるから、それは法を維持することを目的とすと云ふことが出来るであらう。換言すれば立法も司法も共に法を存在せしむるといふいはゞ國家の法目的のために、それ／＼判斷たる作用を爲すものであると云ふことが出来る。然らば行政は之と異なりかゝる國家の法目的以外の目的を實現するために現實の所爲を爲す作用であると云はざるを得ない。然るに我が國の制度上行政と爲されてゐるものゝ中には、右のごとき國家の法目的以外の目的實現のためにする現實の所爲の外、前述のごとき意味における所謂立法以外の法規範の制定、及びいはゆる司法以外の裁判の作用をもなほ之を併せ包含せしめられてゐるので、わが國の制度上行政と爲されてゐるものをその内容に着眼して示せば、それは國家目的を實現するがために現實の所爲を爲す作用を主とし、之と共に帝國憲法にはゆる立法以外において爲す法規範制定の作用、及び、憲法にはゆる司法以外において爲す裁判作用をも併せ包含するものである、とその概念を規定せざるを得ないこととなる。しかも我が國における三作用分屬主義が前述のごとき諸種の點において獨自性を見出し得ることに顧みるときは、我國の制度上行政の主たる内容を爲す現實の所爲が極めて廣範圍に亘るものであることを知り得るのみならず、又等しく制度上行政の内容の一つを爲す所謂立法以外の法規範制定の範圍も亦可なり廣大であり、且ついはゆる獨立命令のごとく我國に於いてのみ見られる獨自のものがあり、殊に非常大權命令のごとく戰時において特にその然る所以を知ることが出来る。かくのごときは實に我が國における行政それ自體に内在する固有の性格であり、それは我が國における三作用分屬主義が我が國體に基いて有する獨自性の結果に外ならないと云ふことが出来るであらう。

然り而して行政の目的は前述のごとく直接國家そのものゝ目的と相通するものであるが、今行政の主たる内容を爲す現實の所爲なるものが如何なる形式において發現するかを類型的に考察すれば、それは或は單に特定の法規を執行するに止まるものとして發動するものがあり、或は法規の下における自由な活動として發動するものがある。前者にあつては、その行政の内容は特定の法規の裡に定められ

なる行政に屬する統制は、先に引用したごとく明らかに「戰時に際し國防目的達成の爲め」にするといふ我が政策上の統制を本質としてゐる點において、即ちそれが外國において見られるたとへば共產主義或は國民社會主義或は全體主義の如き特定のイデオロギー上の統制又は之と相互に結合せる戰時統制とは全然その性質を異にしてゐるといふ點において、なほ我國戰時行政の一般的抽象的特色としての獨自性を見出しうるものと云ふことが出来るであらう。この事は我國の戰時經濟行政についても亦全く同様であると云はざるを得ない。しかしして戰局の緊迫につれ國家總動員なる包括的な行政に屬する統制の對象が愈々擴大せられ或はその對象の性質の漸次變化するに伴つて、之に對應する戰時行政の具體的發現形式が平時行政のそれに比しあまりに異なつた様相を呈するに至るところからして、冒頭に指摘したごとく世上行政そのものゝ性質が變化したものであると爲す見解がないではないが、しかしそれが行政そのものゝ性質の變化ではなくて行政の具體的發現形式としての様相の變化に過ぎないものであることは、先に検討した我が國の行政の固有の性格に徴して更に疑ひのないところであると考へる次第である。若しそれ行政そのものゝ性質の變化であるといふ世上の理解にして、單に戰時行政の發現形式が平時行政のそれとあまりに異なることを指稱するに過ぎないとするならば、それは最早單なる用語の適否の問題たるに過ぎないが故に、態々之を探りあげて多く問題とするに足らないことゝなるであらう。

二 我が國戰時行政の具體的特色

次に我國における戰時行政は平時行政に比し具體的には果して如何に異なり如何なる特色を有するかといふことであるが、行政が戰爭目的に仕へ之が完遂を期するがために何より必要なことは、先づ統帥と行政の緊密なる連絡を圖るといふことである。軍がその戰鬥力を最高度に發揮するがためには、戰略上格別の考慮が拂はれなければならぬこと勿論であるが、更にかゝる統帥部門と一般の行政各部門との間にも亦緊密なる連絡調整即ちいはゆる政戰兩略の連絡調和がなければならぬ。蓋しかくのごとくして始めて一體化する軍の意圖は直に行政の各部門に行き貫り、行政各部門の事情は又軍に知悉せられるに至り、こゝに戰爭目的完遂のための國家總動員の企畫の綜合と之が實施の可能とが確保せられ、最高度の戦力の發揮が期待せられ得るからである。第一次近衛内閣における大本營の設置を始めとし、第二次近衛内閣における政府と統帥部との常設連絡懇談會の設置、東條内閣における現役軍人たる内閣總理大臣の陸軍大臣更に軍需大臣兼任、陸海軍大臣の大本營幕僚長兼任、現内閣における最高戰爭指導會議の設置等々は、

いづれも右の要請に應へんとしたものである。現役軍人たる内閣總理大臣の陸軍大臣兼任といふ人的結合に依り、いはゆる政戰兩略の連絡を一段と鞏固ならしめんとしたことは、統帥權の獨立と軍部大臣武官制を原則とする我國現行制度上戰爭目的に代へんとする特色ある一つの行政體制であつたといふことが出来るが、しかしそれは當時總理大臣自ら認めてゐたごとく事實變態たるを失はず、又陸海軍大臣の幕僚長兼任も等しく人的結合といふ形によつて政戰兩略の連絡を緊密に一體化せんとしたものであつたが、しかしそれは我國において統帥がその本質において一般國務より獨立せしめられてゐる以上又常態といふことを得ず、従つて國防目的達成のために戰時行政體制確立の必要上、時にかゝる機構の一元化を計ることも亦事情により之を必要とすることもあるであらうが、要は機能の連絡・調和・統合に在るのであるから、帝國憲法に格循しその機能において恰も一體たるが如き外觀と内容において運用するといふことが最も肝要である。この意味において現内閣が新な構想に基く「最高戰爭指導會議」に依つて、統帥と國務との密接なる吻合を計らんことを所期してゐることは、機構上確に一段の進歩といふことが出来るであらう。

扱て政戰兩略の緊密なる連絡調和の下に更に行政部門における戰時體制の具體的な整備充實が實現せられなければならぬ。それには政戰兩略の一致に基く綜合計畫を確立し之を戰局の推移に即應せしめつゝ敏捷・果斷に實施する必要があるが、そのためには行政の統一又は統合若くは集中或は停止或は簡素といふが如き諸種の改革を必要とするが、かゝる要請に應へつゝ而も非常大權の發動に依ることなく、専ら内閣の強化に依る政治力の結集を目指して進められて來たのが、今日までの歴代内閣の採れる我が國戰時行政體制強化の根本的傾向であつた。

而して戰時行政の具體的特色の一つとして通常敏捷・果斷・迅速などが挙げられるが、行政活動が敏捷・果斷乃至迅速に遂行せらるべきは決して戰時のみに限られたことではなく、平時においても亦常に之を必要とするところである。蓋し行政の行政たる本質上常に誠實に隨時適應の措置が要求せられてゐるからである。しかし戰時において之を必要とする度合は到底平時のそれに比すべくもなく、戰局の推移に伴ひ緊急を要する事態の發生すること多きが寧ろ通例であるが故に強度の敏捷・果斷乃至迅速が要請せられるといふ意味において、それは確に戰時行政の特色の一つであると云ふことが出来るであらう。しかし問題はかくの如き行政の運営上行政機關の執るべき態度について特に之を必要とするといふばかりではなく、寧ろ行政機關をしてそれを可能ならしむるがために必要な法的根據に

關し、即ち通常「立法權に依る執行權の強化」又は「行政權に依る立法」等の語に依つて表現せられる、いはゞ立法院に依らざる立法の方法に依り、行政の運営をして一段と敏活・果斷乃至迅速ならしめんことを併せ意味するものと理解せざるを得ない。蓋し戰時における行政事務の量・質の飛躍的な増大・深化の傾向が之を不可避的に要請するからである。我が國においても亦この例にもれず、直接又は間接國家總動員法の授權に基く委任命令殊に官廳命令が、今日無數に發出してゐることは正に周知の通りである。かゝる委任立法従つて又委任命令については法理上研究すべき論點が種々あるようであるが、ともかく戰時行政の特色の一つとしての敏活・果斷乃至迅速等の現はれとして、委任立法の激増してゐると云ふことは更に疑ひのないところであると共に、前に言及した我國における三作用分屬主義の獨自性、殊に立法院の立法の非最高性及び立法院に依らざる立法の作用の廣大性といふ獨自性に基く、我が國の行政の固有の性格に顧みるときは、右の如き我が國戰時行政の具體的特色も亦、我が國の行政に固有な性格に適應してゐる限度においては、強ち我國の根本制度上その行政におかれてゐる政治的價值に必ずしも背致するものと云ふことを得ないであらう。

次に戰時行政の具體的特色の一つとして、行政の統一・統合・集中・停止・簡素化等があげられるが、戰爭目的達成のため戰時行政體制を具體的に整備し充實するためには、戰爭目的の達成に關係のあるあらゆる行政活動はすべて戰爭目的に向けられなければならないと共に、戰爭目的の達成に直接關係のない行政活動の一時停止せられる必要のあることも亦蓋し己むを得ないところである。その戰爭目的の達成に直接關係のある行政といへども、その事務の質と量とを勘案して出来るだけ一所に集中すると同時に之を簡素化するために、行政事務の再編成を爲すことが必要となつて來ると共に、之に對應して行政機構の改革を斷行して行政の指揮命令を一所に統一又は統合することが是非必要となつて來る。かゝる要請に應えて從來容易に手を觸れなかつた中央・地方の行政機構を通じて諸種の行政改革が、特に大東亞戰爭勃發以來即ち東條内閣によつて斷行されたことは衆知の通りである。而してその機構改革の指導原理が常に内閣總理大臣の權限強化の方策に依り内閣を統合化することに置かれたことを以て、「我國行政體制の割據的分立制が戰爭の發展を契機として自己清算を開始せざるを得なくなつた」と見る見解もないではないが、しかし思ふに、元來國務大臣・行政大臣重復制を採つてゐる我が國の内閣制度本來の意味は、各大臣をしてその輔弼上の責任とその行政上の責任とを機能的に契合せしむることに依つて統治翼賛の實を舉

げしめんとするに在つて、徒らに割據分立せしむるが如きことをその本旨とせざることとは云ふまでもないところであると共に、又一面一國の行政が常に統一あることを要しながらしかも他面行政事務の質並量の擴大がもたらす行政機能の分立化といふ傾向のさげがたいことに想到するときは、機構改革の基調は平戰兩時に亘り常に國家の根本制度に着眼して統治翼賛の根本義に徹した機能的統合を計るといふことにおかれなければならない。我が國の戰時行政機構の改革が外國の戰時内閣に専ら見られるが如き行政統合機關の制度化といふ方向を採つてゐないといふことは、固より諸種の原因に基くとはいへそれは結局、我が國の行政が本來天皇の統治を翼賛したてまつることを以てその根本義となしてゐるといふところから生ずる獨自の特色と云ふことが出来るであらう。

五 び す び

要するに、我が國における戰時行政は、先づ第一に、それが戰爭目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむるよう統制運用するといふ點において、總力戰たる現代戰爭を闘ふ各國において見られると同様に、いはゞ一般的抽象的特色を見出すことが出来るが、しかもそれが「戰時に際し國防目的達成の爲め」にする國家總動員といふ我國政策上の統制であり、外國において見られる例へば共產主義或は國民社會主義若くは全體主義といふが如き特定のイデオロギー上の統制又は之と相互に結合する統制とは全然その性質を異にしてゐるといふ點において、なほ我が國における戰時行政の一般抽象的特色としての獨自性を見出しうるばかりでなく、次に第二に、一般に戰時行政の敏活・果斷・統一・集中・停止・簡素化等といふが如き標語に依つて表現せられる個々具體的特色においても亦、萬邦無比の國體に基く我が國の行政自體に内在する固有の性格に規定せられる獨自の性格をそれ／＼帶有してゐること右に言及した通りである。而して戰局愈々深刻にして益々苛烈の度を加へること急なる今日、いはゆる國家總動員體制を樞軸とする我が國の戰時行政體制において些かたりとも間然するところがあつてはならぬこと勿論であるが、しかし假令それが制度としてなほ不備徹底を缺くものありとするも、しかも「制度より人」の標語の示すごとく之を生かすも殺すも共に人に存する以上、その局に在るものたるものと否とを問はず、我々國民たるものはすべて我國家生活における絶対不動の根本原則たる「天皇統治の根本義に三思し、

十干と十二支

講師 岡本勝治郎

序説

文化開けて幾千年、人智は進みて、停止する所が無い、古往人の、夢にも想像せざりし空さへも、鳥ならで、自由に飛翔し得るといふ今日、何千里を隔つる、遠き外域のことが、瞬時の中に知らるゝといふ今日、又人も乗り居らざる無人の機が、遠く飛行して、敵地に爆撃を加ふるなどといふ今日、實にはや、人智の發達進展は、驚かざるを得ない、感歎せざるを得ない。而して星移り、歳變る長年月の其間には、文物制度、世間の習俗も、亦知らず識らずの間に、移り變りて、音に桑田變じて海と成るだけではない。目に見るもの、耳に聞くもの、年々歳々是れ新らしく、新陳代謝してやまないのは、實に吾等人智の世界である。歴史は同じ事を繰返し反覆すると言うてゐるけれど、いつも同一同種のものである。繰返すといふのではない、同様のものでは有らうが、必ず何處かに、目新らしく、耳にも奇らしいものが加はつてゐるのが事實で有る。人の言語ととも、亦其通り、始終變轉してゐる。上代のものは、何時の間にか廢れて、新らしきものが、次第に構成せられて増して来る。又政治組織に於ても、等しく國民の安寧幸福を得しむるといふに於て、何の變る所は無けれども、時に應じ、世に連れて、變遷轉化して、又停まる所が無い、進歩で有らう、整備で有らう、年々精密に委細に組立てられる。如何に結構なることなりと言ふと雖も、法三章では、今日の社會人心は、治められない。其意義精神は、然うで有つても、形の上ではさうは行かぬ、六法全書を見ても知らるゝ所以である。

併し乍ら、お上の政治組織、而して民間に根強く培かれたものの中には、好し星移り世變ると雖も、仲々容易に失はれないものがある。今此に述べんとしてゐる、干支の如きは、もう疾く失はれても然る可く、又今日別に必要といふでもないのだが、矢張り其言葉、其形態が、習俗の上にも身血の裡にも、深く藏められ、或る種の魅力を以て、世間流れ／＼てゐる。此の流布してゐる所が歴史家に喜ばれ、吾人尙古の念の強いものに、一種の興味を有しめてくれる。そして之に就て、兎角の理窟をつけて、研究でも無いことを、研べたがるのが、又一種の道樂で有るとも言はうか。所變れば品かはる、由來日本の制度文物は、上古以來

大陸から取入れられたものが、可なり多くある、多く有ると言ふべきであらう。是で、之に時に應じ、世に連れて、國民性の上に、編み出され、又考察せられたことが、加へられたといふ位のものである。干支も、亦外來文化の一である。歴史に依りて見ると、干支は随分古い時から行はれて來た様だ。實に有史以前でも言ひたい程の昔から有る。即ち黃帝軒轅氏の時に、之が制作を見てゐる。之に依りて曆を作り算數を作り樂の律呂までも作つてゐる。曰く

河圖を受け、日月星辰の象を見、始めて星宮の書有り、師大撓斗建を占うて甲子を作り、容成曆を作り、隸首算數を作り、伶倫嶠谷の竹を取つて、十二律の笛を制し、以て鳳鳴の聽き、雄鳴六、鷓鳴六、黃鐘の宮を以て、六律六呂を生じ、以て氣の應ずるを候うて、十二鐘を鑄、以て五音を和すと有る。師大撓、容成、隸首、伶倫は、皆當時官職に在つた人で有らう、即ち師大撓といふ人が斗建、即ち北斗星の斗柄の指す所を占ひ見て、甲子を作る、此の甲子といふのが干支のことである。甲は乙丙以下十干、子は丑寅以下十二支のことである。以下次を追ひ是に就て解説を加へて見る。元來十干十二支といふが、干は幹で木の幹、支は枝で木の枝、木は此の幹と枝とありて、其の形を成してゐる。而して干支は此の幹と枝とで、木が形作られてゐるといふ所から意義を取つて、作られ組立てられたものである。恰も東西を陌といひ、南北を阡というて、縦横の道路を作り、田畑に畦を構へて、人は耕作し往來する、經と緯とを組合せて布を織り、之を衣として寒暑を防ぎ、人生を全うしてゐると同様に、幹と枝、即ち干と支、タテとヨコとの組合せに依り、以て曆日を組織し、以て年代を記し、人事の變化運用に資してゐるのである。

一 十干の字義

干とは前述の如く、木の幹であるが、甲乙丙丁以下十種を算するを以て、之を十幹、文字を省略して十干とも、十母ともいひ、其字義に就ては、説文なり、爾種なり、或は史記の律叢あたりから之を引いて見る。先づ

甲 音夾カフ、十干の第一位で萬物符甲を割いて出づる也と有る。甲とは即ち草木の芽を包む薄皮のこと、春が來ると、草木は此の薄皮を割いて、出づるといふのが、此の字の字義で、之から轉じて物の上に被むるもの、又物の背面、即ち龜や蟹の脊をおふ堅い殻、人の戰場に用ふるよろひなどまで皆甲と呼んでゐる。説文には東方に陽氣が萌動す、人體には頭に象とるとして有る。

乙 音一、竹韻用音オツ。千の第二位で、萬物生じて軋々するを言ふ也とある。即ち乙はかがまり屈すること、五行ではきののと言つて有るが、木の枝の曲ることが義であり、説文には木が甲を戴受するの象とし、春、草木が冤曲して尙置く其出ること乙也と説き人體には頭に象とるとして有る。

丙 音炳、千の第三位で、陽道の著明なるを言ふ也と有る。丙は炳で火の明らかなる貞、春に成り陽氣が盛に成り、日の明らかなるをいふ。五行に於てひのといふも、此の明らかなるに取てゐるのである。説文には萬物成て炳然、人體には肩に象とるとして有る。

丁 音訂、千の第四位で、萬物の丁壯なるを言ふ也と有る。五行にはひのと稱し強く壯なる貞で、一人前の男子をいふ、即ち成丁壯など二十歳以上、強壯なる人にいふ。之より轉じて、使丁、馬丁など召使ふ僕人を丁といふのも、矢張り此の強壯なる所より言ふのである。説文には萬物皆丁實すとあり、而して人體には心(ムネ)に象つてゐる。

戊 音務、千の第五位で、方位では中央五行では土に當てゝ有るが、戊は茂で元來物の繁茂するを意味する。説文には五龍六甲相拘絞す人體には脊に象るとして有る。

己 音紀、千の第六位で、物ををさむるを言ふ、説文には萬物辟藏し形を誦(屈に同じ)する也とし、人には腹に象とるとして有る。即ち萬物ををさめ藏し、且つ曲げ屈するとして有る。

庚 音庚、千の第七位で、方角は西方、五行は金で、陰氣の萬物を庚する也と有り、説文には秋時萬物庚して實有る也とあり、人體にては鬻に當てゝ有る。而して史記の釋文には、庚庚を説いて庚は剛也堅強也として有る、即ち秋に成り萬物は皆成實し、堅強に成るのが此の字の義で有る。

辛 音新、千の第八位で萬物の辛生するを言ふ也と有り、辛は新で、説文には秋時萬物成て熟し、金剛味辛、人體には股に象とるとして有る。

壬 音任、千の第九位で、方位は北方、五行では水に當てゝ有る、「壬之爲言任也」、陽氣の萬物を妊養するを言ふ也と有る。即ち物を妊養ふことにて、草木の冬の間、ちゃんと來年の發芽成長する其準備をしてゐる貞が、此字の義である。説文には陰極まり陽生じて、人の懷妊する形、而して人體にては脛に象とるとして有る。

癸 音軌、千の末位で、四時の終り冬をいふ、「癸之爲言揆也」、萬物の揆度す可きを言ふ也と有る。揆はハカルこと、説文には冬の時、水土平にして揆度す

可き也、水の四方より、地中に流入するの貞、而して人體では足に象とるとして有る。

二十一 支の字義

子 音梓、十二支の第一位(ね)で、方位では正北、時刻では夜の十二時、月に配しては陰曆十一月、義は牝牡の間に生れたるもの、稱にいふ。乃ち「子者滋也」、萬物の滋けるを言ふ也とあり説文には十一月陽氣効いて萬物滋入するの稱として有る。又嗣にも當るので、物の滋蔓する義。

丑 音醜、支の第二位(うし)で方位は子の東下に當り、所謂北北東方で、時刻は今の午前二時、月に配しては舊曆十二月、字義は手枷の杻に同じく、糸扇を附すれば紐となり、結ぶ意味を有つ、即ち「丑者紐也」、陽氣の上方に在りて、未だ降らず、萬物を丑して未だ敢て出さざるを言ふ也と有る、説文には十二月、萬物動いて事を用ふ、手の形に象とる、時に丑を加へ、手を擧ぐるの時也として有る。

寅 音寅、支の第三位、方位は東北の間、時刻は今の午前四時、月に於ては陰曆正月。白虎通に依ると、寅は演也と有りて、述ぶること、元來寅はツツシムといふことで、史記には萬物始めて生じて蟄然たるを言ふと有り、説文には寅は饋也、正月陽氣動き、黄泉を去て、上出せんと欲するも、陰猶強く達せず、下に饋寅するに象とると有る。即ち正月が來て、萬物は始めて生ずるも、猶陰氣強くして伸展するに至らず引屈してつゝしみある状態をいふのが此の字の義。

卯 音昴、支の第四位(う)で、方角は眞東、時刻に於ては明け六つ、今の午前六時、月に於ては陰曆二月、字義は木の茂りおほふ貞、史記には卯之爲言茂也、萬物の茂るを言ふと有るが、説文には冒也、二月萬物地を冒して出で、門を開くの形に象とる、故に二月を天門と爲すと有る。即ち草木の地より生え出で茂るといふのが此の字の義。

辰 音神、支の第五位(たつ)で方位は東南、時刻は今の午前八時、月に於ては古曆の三月、而して此の字は十二支の總稱にも、日月星の稱にも、更に日月の交會する所の稱にも(日月星辰)いふ。又辰辰佳辰など、日の稱にも、時の稱にも、又北極星の稱にもいふ。又子より亥に至る十二日を稱して浹辰ともいふて日の義に用ふ。史記には萬物の賑するを言ふと有り、説文には震也、三月陽氣動き、雷電振ひ、民農するの時也、物皆生ずと有る。即ち陽氣動いて、雷電振ひ、

動物は娠し、植物は生育し、愈股成になるを稱するのが此字の義。

巳 音似、支の第六位(み) 方位は南東、時刻は今の午前十時、月は陰曆四月。此字には紛らわしいものが三つ有る。巳は「み」己は「おのれ」巳は「す」で、又やむで、能く人の書習まる文字で有る、而して之を一々書別けて區別することは仲々難しい、併し平生之を書き別ける要は認めない。又讀む人も前後の意味から判断して讀む、それで書く人も疎略にしてゐる、又其れで事も足り別に支障も來たさない。唯活字などでは嚴重に區別する要も有らうが吾等の日常に於ては殆ど區別する要はない。借て字の義に就ては、史記には陽氣の巳に盡くるを言ふ也と有り、説文には巳也、四月陽氣巳に出で陰氣巳に藏し、萬物文章を見成すと有る。即ち巳は音はシなるも巳イと同じく、巳の義で、陽氣の愈盛なる其極を過ぎ、陰氣の少しく萌せる時をいふ。樹木は繁茂し、人人は木蔭に涼を喜ぶといふ季節の義になる。

午 音五、支の第七位(うま)で方位は眞南、時刻は正午、月は古曆の五月。文字の義は、午は連五に同じく、物の交錯錯綜、入交り混合ふといふこと、即ち一縦一横を傍午と曰ふ。物が縦横相互に交錯することを言ふので有る。史記には午與互也、陰陽互に交るを言ふ也と有り、説文には髻也、五月陰氣が陽に逆し、地を冒し出づと有る。要するに午は陰陽二氣の相互交錯することを言ふので、季節の恰度陽氣の中に陰氣の人込み來れる時をいふの語。

未 音味、支の第八位(ひつじ)で、方位は西南、時刻は今の後二時、月は古曆の六月。字は日の未だといふので、味と同じく暗い義、又口扁を附すると味となり、物の滋味あるをいふ。史記には萬物皆成て滋味あるを言ふと有り、説文には味也、六月滋味也、五行の木が、未に於て、老い枝葉を重ねるに象とると有る。即ち文字は木に一を加へてある字で、木が枝葉を重ねるに義を取てゐる。即ち木が能く老茂つてゐるといふ義で、史記に滋味あるといふのも果穀の十分に熟して滋味あるを指してゐるのである。

申 音身、支の第九位(さる)で、方位は西南、時刻は七つ今の後四時、月は陰曆七月。字義は屈の對て伸び展がる義、邦語にまをすと言ひ、述ぶるといふも、亦同義。而して字を疊みて申々とすれば打寛いだ意味をあらはし、論語に「子之燕居するや申々如也」とある是である。史記には陰事を用ひ萬物を申賊(賊は則の誤と注に見える)する也とあり、説文には、神也七月陰氣、體を成し自ら申申し自ら持する也、吏鋪時を以て事を聽き、且政を申ぬる也と有る。即ち此の字は陰氣稍伸展して、萬物を申堅し、之を堅束するといふ義で初秋の季節を

示す。

酉 音陽、支の第十位(とり)で、方位は眞西、時刻は暮六つ、今の午後六時、月は仲秋八月、字義は穀物のみのり成熟するをいふ。又飽くこと、老ゆることにいふ。史記には、萬物の老ゆるを言ふ也と有るが、説文には就る也、八月黍成る酎酒を爲る可しと有る、即ち八月に至て萬物の愈老成するをいふの義。

戌 音恤、支の第十一位(いぬ)で、方位は西北の間、時刻は夜の五つ今の午後八時、月は重陽九月。字義はしげる意、戌の字に一を加へたる文字で、若し成に作ればまもる、成にすればしげる。茂にするも亦しげるとなる史記には萬物盡滅するを言ふ也とあり、説文には滅也、九月陽氣微にして萬物畢く成り、陽下りて地に入る戌の字が一を含んでゐる文字也と有る。即ち酉の字は季秋の候に至り萬物悉く成熟して、盡滅するといふ義。

亥 音孩、支の末位(ゐ)で、方位は西北なるも眞北に近く、時刻は夜の四つ今の十時、月は陰曆十月。元來亥の字は該で、物を兼ねること、史記には亥者該也、陽氣の下に蔽るるを言ふとあり、説文には該也、十月微陽起り、盛陰に接すと有る。即ち一陽來復の月で、陰氣も極盛を過ぎ、既に陽氣の微しく動ける頃。草木に就て言へば、既に凋落して全く枯死せるが如く見ゆるも、豈料らんや既に來年發芽の萌の見えて、芽の苞に蔽はれたるといふが此字の義。

以上の如く、十二支は全く季節と植物との關係より構成されたる文字で、之を月に配せる、亦故ある哉である。更に三方圖會には之を左の如くに説いて有る。子 音資、人の嗣息也、借りて辰名と爲す、凡そ子卯の日、之を疾日と謂ふ、紂は甲子を以て死し、桀は乙卯を以て滅す、王者是の日樂を擧げず、自ら戒懼する所以也。禮記に子卯樂せずと謂ふ者是也。倭俗(本朝)婚禮喪禮共に卯の日を忌む。亦此に據る也。

丑 音醜、本手械の字、又手に从ふ(从は從に同じ以下之に倣へ)物有り以て之を鑿ぐの象形、聲に因り借て子丑の字と爲す。

寅 音引、古く寅に作る、倭俗或は刁に作る者は其據る無し、刁音貂、古者軍中に刁斗有り、銅を以て鐘を作る音は焦、温器なり、三足にして柄有り、一斗を受く、晝は飯を炊ぎ、夜は驛ちて行に持つ、(行とは猶我が夜警にて恰も拍子木を振くに當る)者也。

卯 音茅、正しき字は、卯也。兩戸相背く、日は卯に出づ、戸を闢くの時也。

辰 音神、古へ辰に作る、日也、時也又日月星辰、是を天の四象(太陽、太陰、少陽、少陰)と謂ふ、又日月の會する是を辰と謂ふ。

巳 音詞、四月陽氣の出づる、陰氣已に蔽れ、萬物文章を見はし成す、故に巳の字を虵と爲す象形なり。人已れの巳は上の方の虵連らず、忌記の字此に从ふ。巳上の巳は上微しく缺く、昇配の字は此に从ふ。辰巳の巳は胎中形を成すを謂ふ。洞拳曲の形也。祀の字は此に从ふ。

午 音五、五月陰氣の午逆し、陽地を同じて出づる也午の字、人陽と爲す、一を地と爲し、一を除と爲す、氣地を貫いて出づる也。

未 音肥、古の味字、後人、口を別に味字を爲くる。史記の律書に、六月を未と爲す者は、萬物皆成て滋味有るを言ふ也。説文五行に未木に老ゆるとするは木の枝葉を重ねるに象とる也。

申 音身、伸也、七月陰氣、自ら屈して申ぶるに象とる也。

酉 音有、就也、萬物成就するの時也、又古への酒の字、故に醴醪等の字は皆此に从ふ。酉の正しき字は申也、雨の戸を闔づるに从ふ。日は酉に入る、戸を闔づる時也、申(酉)申(卯)の字の異なるは上畫の連ると連らざるとの相違也凡そ醜種等の字は酉に从ふ。

戌 音恤、戌に从ひ、一に从ふ、戌は土、四方に於て方無し、位を戌に寄す、故に一を戌に加へて戌と爲す、土を象とる也、戌と同じからず。

亥 音核、亥也、十月微陽起り感陰に接す、故に十月の象と爲す。

以上述ぶる所に依りて干支の字義は大略悟られるかと思ふ、次には之が組合せで有る。

三 干支の組合せ

干と支之を巧に組合せ以て曆日を定め、政治に用ひ、日常人事の變轉進化に資してゐるので、其組合せは申す迄もなく、十と十二との倍數にて六十を計し、之を各其組合せの干支によりて呼ぶ、今之を表にすれば左の如くである。

干支一覽表

甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申
甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午
甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰
甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅
甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子
甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌

癸酉 癸未 癸巳 癸卯 癸丑 癸亥

一見此表にて知らるゝ通り干と支とで正に六十を計へる、即ち干支の一組は六十の中に一個あるわけで之を日に割當つれば即ち六十日に一日あり、歲に配當すれば六十年に一回ある。而して甲に屬するものは甲子、甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅の六。乙に屬するもの亦、乙丑、乙亥、乙酉、乙未、乙巳、乙卯の六、丙以下皆同様にて干に屬するものは何れも其所屬の干で各六組を計へる、又之に對して支に被るものは子丑以下、十二支を通じて何れも五組、假へば甲子、丙子、戊子、庚子、壬子、乙丑、丁丑、己丑、辛丑、癸丑、丙寅、戊寅、庚寅、壬寅、甲寅、などの如く、總べて五組、それが十二で六十組と成る。以上の如く干支の組合せは右の他には無いので假へば壬酉とか丁辰とかいふが如きは無いのである。

四 干支と歲月

俗て干支の組合せが出来ると、之を先づ歲次に用ふることである、事始に記する所に依りて見ると、曰く黃帝干支を立て、以て年を紀すとあるから、既に黃帝の時から有つたわけで随分古い話である、(尤も漢土では萬の古い事は其の起りを殆ど黃帝に歸して居るので事實信用の出来ないことも許多あるから是は豫じめ承知して居らねばならぬ) 乃ち干支に依りて歲次を紀すると、六十年を以て曆の一單元とするのであるから、六十年間に同一干支の歲は無い、隨て同一の干支は六十年目に再び廻り還る、此くしてみると六十年間に各干支は一組、從つて六十年間は此の干支で紀するから年紀はもう確定して動かぬ、其れも唯數を計へ、年代を紀するといふだけであるならば、單に年數を経過したといふだけで、紀年の計數も時に誤差の生ずることも有らうが、干支に由て紀すると、甲子乙丑と巳に順序が確定して行くから紛らほしいことも誤差などを生ずることがない。而して是も革命の國、各國各自、其己れの干支を別に立てるのなら、兎も角も、好し國が革つても、前代よりの干支を基礎とし、之に加算し、計へ足して行くのであるから、もう年代の紀には、寸毫を誤ることが無い、隨つて禪讓時代、討伐時代、いかに王者に、治者に、異變が生じて、年數年紀には毫も變化を來たさない、誠に結構な考案である。

そこで六十年を一單位、一曆元として計算すれば、直ぐ其經過の年數も、程も知られる。漢土は既に黃帝の時より、此干支に由り紀年をして居り、革命なればとて、己れの建國の年を以て、甲子の元年とするので無いから、曆代を通じて、此の干支で計算が出来、曆年も計へられる、吾國も亦神武天皇御即位の年、即ち

辛酉の紀元より二千六百四年甲申の今日に至る迄、ちやんと是で計算することが出来るし、又史家は之で年數の表を立てゝある。

一年三百六十五日餘といふのは、既に太古より定まつて居り、又檢作されてゐる、書經に據りて之を見ると、曰く「義和に命じて欽んで莫天に若がひ日月星辰を曆象し、人に時を授く、義仲に分ち命じて、囑夷（東）に宅らしむ、鳴谷と曰ふ、寅んで出る日を實し東作を平秩す。日は中、星は鳥（星の名）、以て仲春を殷とす、申ねて義叔に命じて、南交（南方交趾の地）に宅らしめ、南訛（化に同じ）を平秩し、敬しんで致さしむ。日は永し、星は火（火星）以て仲夏を正す。和仲に分ち命じて西に宅らしむ、昧谷と曰ふ、寅んで納る日を饒し、西成を平秩す。宵は中、星は虛以て仲秋を殷とす。申ねて和叔に命じて、朔方に宅らしむ、幽都と曰ふ、朔易を平在（在は察也）す、日は短かく、星は昂、以て仲冬を正す。帝曰く、春汝義と和と、非は三百有六旬有六日、閏月を以て四時と定め歳を成す」とある、即ち蠶城の四隅に居らしめ晝夜日夕、日の出日の入を、觀測せしめてゐる。而して數年を通じ、永き日より永き日迄、短き日より短き日迄、分より分迄、寒より寒迄、暑より暑迄を測量して居れば、平均三百六十餘日といふ日數が出て來る、之を星の運行に配して、考察すれば茲に一歲三百六十日といふことに成る又月は圓より圓に至るを勘定すれば茲に一ヶ月の日數が出て來るそこで歳月が定まる、此の歳月に干支を配當して以て年を紀したのが干支の起つた所以である

五千支と月

干支を歳に配するには最初の年を甲子として配すれば、それにて既に定まるが此月に干支を配するには如何にするか。一年十二ヶ月、既に十二支を配するのに相應はしい、否十二ヶ月なるが故に十二支を制定したと見て好い。然らば何れの月何れの季節を、其何れの支に配するか、問題と成る。併し前述名義の條に述べたるが如く、季節の寒暑、植物の發芽其生育結實より推して配すれば又わけは無い。即ち子の月、丑の月、寅の月、皆それら、字義に應じて配すれば好いので、自ら定まる、併し何れを歳の正月、或は二月三月とするかといふに至つては、少しく意義を有する。

六千支と曆 附三代曆

星が子の月、是が丑の月といふに就ては、既に季節又方位に準據して配當するので有るから、もう初めから定まるので、何の異論の生ずる點も認めないが、干

支の子が第一位であるから之を歳の初の正月にするかといふに就ては必ずしも然らうではない。夏殷周・春夏秋冬、正月を以て春の初めとするといふ順序名義に於ては何の異なる所も無いけれど、此の夏殷周の三代に於て、其正月を定むるに當り或は子の月或は寅の月を配して居るといふ様に、既に之を異にしてゐる。即ち夏は寅月を以て正月と爲し、殷は丑月を以て正月と爲し、周は子月を以て配してゐる。（此の理由は又別に説く所があるが）随つて同じく春であり正月であるといふても、寒暑二十四季節には或は一ヶ月二ヶ月の遲速の相違がある。即ち夏の正月は、殷の二月に當り、周の三月に當つてゐる。又周の正月は、殷に於ては前年の十二月、夏には前年の十一月に相當つてゐる、之は三代に於て各其正月を定むるに當り、子月を以てすると、丑月を以てすると、寅月を以てするといふ、既に長初からの計畫が異つてゐるので、随つて正月を定むるのに、建子、建丑、建寅といふことに成る。抑も此建子建丑建寅の建の字は、何を意味するか、又如何なる意義を有するか、之は正月を建てるといふことであるが、子月を以て正月とするを以て建子、丑月を以て正月とするの故に建丑、寅も亦同様、而して三代に於て、各何の故に、各異なる月を以て、正月とするか。即ち曆を變更するは之は革命の國なるの故を以て、天下の民庶に、其國の革まれることを、特に知覺せしむるに在る、元來正月を建てる、其建て方は、史記に據りて之を見ると、北斗星の柄が、大火即歲星を指す方位によりて爲すと説いてある。乃ち夏の曆建寅の月とは斗柄が寅の方位を指してゐる其月を、正月とするといふのである。今夏殷周三代の曆を比較して表にする、左の如くに成る。

亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子
秋			夏			春			冬		
十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	十二月	十一月
十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	十二月	十一月
冬			秋			夏			春		
十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	十二月
十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	十二月
秋			秋			夏			春		
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月

右の表によりて之を見ると、正月二月三月を以て春とし、四五月六月を以て夏と爲し、七八九月を以て秋と爲し、十、十一月を以て冬と爲すといふ名義なり序列なりに於ては、皆同じであるが、共同して春といひ、正月といふに於て、氣候即ち二十四季節に配して考へて見ると、相當の差がある、乃ち周の秋七月といふのは股では夏の六月で季夏であり、夏では五月で仲夏である。又十二月と言つても夏の十二月は冬の極盛なる時、段では猶薄氷の張る頃、周では僅かに霜降といふ程度の寒さである。而して之を今日の曆に割當てて考へて見ると、周曆は大略今の太陽曆に相當し、夏曆は陰曆に相當してゐる。随つて二十四季節及び十二支との關係を見ると夏曆が最も能く合つてゐることになる。(未完)

(十頁より)

畏くも戰宣の詔勅に照示し給ひたる今次戰爭目的の達成に舉國一致邁進しなければならぬこと勿論であり、従つて我が國の根本制度を無視して徒らに新政治理念の制度的形成に急なる論説の如きは、この際特に心すべきところであると云はざるを得ない。現内閣が、當面の戦局に即應する重要決戦施策の一として、戰意の昂揚と必勝國家態勢の確立を擧げ、之が根本基調を徹底せる國體觀念の振作と民意暢達に因る國民全幅の協力とに求めて、新奇を衒はず舊套に泥まず有効適切なる措置は躊躇なく斷行し、一億明朗、以て國難に赴かんの風あらしめんとしてゐることは、蓋し當然の事とはいひながら近來注目すべき點たるを失はないであらう。

追記・本稿は、本年七月半東北帝國大學に開催せる日本諸學振興委員會法學・經濟學特別學會に對する研究發表の原稿に、その後の政變に伴ふ若干の修正加筆を爲したものに過ぎないから、その趣旨においては殆ど同巧異曲のものであるが、本稿を草するにあたり特に佐々木惣一博士の論著「帝國憲法の獨自性」に負ふところ尠からず、こゝに之を誌して特に深甚の敬意と謝意を表する次第である。(昭和一九・一〇・二〇)

雜 錄

法における強制の性質

(K)

生

法は強制規範であるといはれる。法の具體的規定を、有機的全體としてみるな

らば、ケルゼン(Laus Kelsen)が指摘するやうに、「強制が行使されるべき諸要件を定める規範」だからである。強制は、一口にいへば「制裁」であるが、具體的には「刑罰と強制執行」である。ところが、強制そのものの性質については、いろいろに理解せられてゐる。

法における強制

法の制裁が、事實において實現せられてゐること、といふのがその一。法の制裁が、將來において實現される可能性があること、といふのがその二。法の制裁が、實現せらるべきこと、といふのがその三である。

さて、これらの見解のうち、第一のものは、強制を「實在の意味」に、第三のものは、強制を「當爲の意味」に理解してゐる。第二のものは、それが將來必ず實現せられる、といふ意味ならば、原理的には、第一のものと異るところなく、それが強制すべきである、といふ意味ならば、原理的には、第三のものと異るところがなく、つまり、結局において、強制は、實在の意味か、當爲の意味か、いづれかに解せられてゐる、といふことになる。

實在の意味における強制は、原理的には、因果の必然的な關係の下に服するものである。それは、原因と結果の、必然關係をあらはす自然法則と一般である。當爲の意味における強制は、原理的には、規範關係の下に服するものである。それは、強制せらるべきことといふ當爲の法則に支配せられる。

それでは、法における強制は、いかなる意味に理解すべきものか。法は強制規範であるとせられる。法が規範であるといふは、それが當爲の法則を表示するもので、實在の關係、つまり、因果の必然關係たる自然の法則を規定したものであることを示す要點である。してみれば、法における本質的要素は、すべて當爲的な意味のもののみでありうる、といふことになる。そこで、強制を法の本質的要素とみるならば、それは當爲の意味に解すべきで、實在の意味に解すべきではない。故に、右の第一の見解は適當ではない、といはねばならぬ。強制を、第三の見解すなはち當爲の意味に解するならば、法はそれを常に有することができ、むしろ、はじめにも記したやうに、法にして之を欠ぐものはないといはねばならぬ。つまり、法における強制の性質は當爲的なものである、といふことがたしかめられた。したがつて、法の規定する制裁すなはち「刑罰と強制執行」が、かりに、現に行はれておかないとしても、そのことにより、法における強制性そのものは、少しも變るところがない。いはゞ、法の規定する制裁は、依然として、行はるべきもので、實在の意味の強制を見て、法の無力を離するは當らない、といはねばならぬ。